

世田谷区告示第82号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和8年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年2月25日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

31-G035-01

2 指定する起終点

世田谷区桜新町一丁目24番26地先無番から24番32地先無番まで

3 用途

区管理道路

# 案内図

— 新たに指定する区管理道路線

街区 桜新町一丁目5番

